

(第24号議案)

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児の置き去り死亡事案等を受け、同年12月16日に「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)が改正され、事業所における安全計画の策定及び、自動車を運行する場合の児童の所在確認に関する規定が追加された。

また、同日施行の民法改正により、児童虐待の防止等を図る観点から、子に対する親権者の懲戒権についての規定(第822条)が削除され、これに伴い児童福祉法第47条第3項に規定する懲戒権に関する規定も削除された。

このことから「中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」について、次の改正を行う。

2 新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第1章 (略) 第2章 児童発達支援 第1節~第3節 (略) 第4節 運営に関する基準 第12条~第42条 (略) <u>(安全計画の策定等)</u> 第42条の2 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、</u>	目次 (略) 第1章 (略) 第2章 児童発達支援 第1節~第3節 (略) 第4節 運営に関する基準 第12条~第42条 (略)

当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第43条～第47条 （略）

第48条 削除

第43条～第47条 （略）

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第48条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる管理者は、障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行

第49条～第56条 (略)

第5節 (略)

第6節 基準該当児童発達支援に関する基準

第61条～第63条 (略)

(準用)

第64条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条及び第53条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第41条中「定員(第11条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。)」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第65条～第67条 (略)

第3章・第4章 (略)

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第95条～第97条 (略)

(準用)

第98条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第40条、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第97条」と、第17

う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第49条～第56条 (略)

第5節 (略)

第6節 基準該当児童発達支援に関する基準

第61条～第63条 (略)

(準用)

第64条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第48条及び第53条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第41条中「定員(第11条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。)」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第65条～第67条 (略)

第3章・第4章 (略)

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第95条～第97条 (略)

(準用)

第98条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第40条、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第97条」と、第17条中「いう。

条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第96条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

## 第6章 保育所等訪問支援

### 第1節～第3節 (略)

### 第4節 運営に関する基準

第103条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第40条、第42条の2、第42条の3第1項、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第103条において準用する第96条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支

第38条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第96条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

## 第6章 保育所等訪問支援

### 第1節～第3節 (略)

### 第4節 運営に関する基準

第103条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第40条、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第103条において準用する第96条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児

援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章・第8章（略）

附 則（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第48条の改正規定及び第64条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第42条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 改正後の第42条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章・第8章（略）

附 則（略）